

# 令和 7 年度羽村市内部統制評価報告書

地方自治法第 150 条第 4 項の規定に基づき評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

羽村市長は、羽村市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「羽村市内部統制取組方針（令和 6 年 2 月 26 日）」を策定し、当該方針に基づき、内部統制の推進に必要な事項を「羽村市内部統制実施要領（以下「実施要領」）」に定め、財務に関する事務等に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

## 2 評価手続

令和 7 年度を評価対象期間、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、実施要領に基づき、財務に関する事務等の内部統制の評価を実施しました。

## 3 評価結果

上記評価手続きのとおり評価を実施した結果、羽村市の内部統制は有効に運用されていると判断しました。

## 4 重大な不備の是正に関する事項

重大な不備に該当するものではありません。

令和 8 年 6 月 22 日 羽村市長

# 令和 7 年度羽村市内部統制評価報告書（付属資料）

## 1 内部統制制度について

### （1）地方自治法の改正

第 31 次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成 28 年 3 月 16 日）」において、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、長・監査委員等・議会・住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして、事務の適正性を確保することが重要とされました。

これを受けて、内部統制に関する方針の策定等をはじめとした、平成 29 年度地方自治法の改正が行われました。

### （2）羽村市における内部統制

内部統制制度は、都道府県及び政令指定都市における導入を義務とされており、一般市は努力義務にとどまるものの、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保する必要があります。

羽村市においては、令和 6 年 2 月 26 日に「羽村市内部統制取組方針」を策定し、令和 6 年度から、「羽村市内部統制実施要領」に基づき、市長部局、教育委員会事務局、その他の行政委員会事務局等において、財務に関する事務等のリスク管理を実施しています。

## 2 令和 7 年度の実施内容

年度当初、各部署において財務に関する事務等についてリスク評価を行い、リスクが潜在する 247 件の事務についてリスク評価シートを作成しました。リスク評価シートに基づき、通常の業務において、日常的なモニタリングを実施しました。

リスク評価シートの運用から半年（10 月と年度末）ごとに自己評価を実施し、リスク評価の内容、講じたリスクの対応策は適切であったかを検証し、リスク評価シートの内容を精査しました。

内部統制制度に対する職員の理解促進を図るため、令和８年１月に、全職員を対象とした研修を実施しました。

令和８年６月に「令和８年度第１回内部統制推進本部会議」を開催し、令和７年度の各部署における自己評価の結果を踏まえ、３８件の不備について、重大な不備に該当するか判断を行いました。

なお、発生した３８件の不備については、各部署において発見後、速やかに是正措置を行い、対応を実施するとともに、それぞれ改善事項を講じて、再発防止を図っています。

| 年 月      | 取組内容                     |
|----------|--------------------------|
| 令和７年 ３月  | 令和７年度リスク評価シートの作成         |
| 令和７年 ４月  | 令和７年度リスク評価シートに基づく監視活動の実施 |
| 令和７年 １０月 | 令和７年度リスク評価シートの自己評価（中間確認） |
| 令和８年 １月  | 研修の実施（全職員対象）             |
| 令和８年 ４月  | 令和７年度リスク評価シートの自己評価（最終確認） |
| 令和８年 ６月  | 令和８年度第１回羽村市内部統制推進本部会議    |

### ３ 評価結果

#### （１）リスクの件数

| 分 類     | 件 数  | 内、不備あり |
|---------|------|--------|
| 財 務     | １４２件 | ２１件    |
| 個人情報等保護 | ６３件  | １７件    |
| 情報管理    | １５件  | ０件     |
| 公文書管理   | ２７件  | ０件     |
| 合 計     | ２４７件 | ３８件    |

(2) 発生した不備の分類及び内容（部別）

| 部 名        | 財 務 | 個人情報<br>等保護 | 情報<br>管理 | 公文書<br>管理 | 合 計 |
|------------|-----|-------------|----------|-----------|-----|
| 議会事務局      | －   | －           | －        | －         | －   |
| 企画部        | －   | －           | －        | －         | －   |
| 総務部        | －   | －           | －        | －         | －   |
| 市民部        | 13件 | 13件         | －        | －         | 26件 |
| 産業環境部      | －   | －           | －        | －         | －   |
| 福祉健康部      | 2件  | 4件          | －        | －         | 6件  |
| 子ども家庭部     | 2件  | －           | －        | －         | 2件  |
| まちづくり部     | 2件  | －           | －        | －         | 2件  |
| 上下水道部      | －   | －           | －        | －         | －   |
| 会計課        | －   | －           | －        | －         | －   |
| 生涯学習部      | 2件  | －           | －        | －         | 2件  |
| 選挙管理委員会事務局 | －   | －           | －        | －         | －   |
| 監査委員事務局    | －   | －           | －        | －         | －   |
| 合 計        | 21件 | 17件         | －        | －         | 38件 |

※0件は「－」を表示

| 分 類         | 対象事務       | 内 容                                                       | 部 名   |
|-------------|------------|-----------------------------------------------------------|-------|
| 財務<br>(21件) | 収入<br>(2件) | 別税目のクレジットカード情報を誤使用し、二重納付                                  | 市民部   |
|             |            | システム標準化移行に伴う対象者範囲変更を認識せず、二重納付                             | 市民部   |
|             | 課税<br>(1件) | 羽村市に課税権がない確定申告データの課税自治体への回送処理の漏れ                          | 市民部   |
|             | 契約<br>(1件) | 委託契約書において、受託者から返送された契約書案の内容（契約期間）が担当課案から変更されていたことに気づかずに契約 | 生涯学習部 |

| 分 類                  | 対象事務                       | 内 容                                            | 部 名                  |
|----------------------|----------------------------|------------------------------------------------|----------------------|
|                      | 支給・給付<br>(7件)              | 国民健康保険高額介護合算療養費の過支給                            | 市民部                  |
|                      |                            | 国民健康保険高額介護合算療養費支給における支給手続きの遅延                  | 市民部                  |
|                      |                            | 国民健康保険高額療養費（外来年間合算）における令和2年度分及び令和5年度分の支給手続きの遅延 | 市民部                  |
|                      |                            | 高額介護療養費における支給手続きの遅延                            | 市民部                  |
|                      |                            | 心身障害者福祉手当の過払い                                  | 福祉健康部                |
|                      |                            | 児童手当の過払い                                       | 子ども家庭部               |
|                      | 公有財産管理<br>(3件)             | 課が所有・管理する鍵の一時紛失                                | 子ども家庭部               |
|                      |                            | 小作緑地内の樹木が根腐れにより倒木し、隣接する商業施設の室外機を破損             | まちづくり部               |
|                      |                            | 横断側溝の隙間にタイヤが脱輪し、自転車利用者が転倒、怪我を負い自転車を破損          | まちづくり部               |
|                      | 行政手続<br>(7件)               | 戸籍振り仮名通知書の発送漏れ                                 | 市民部                  |
|                      |                            | 資格確認書の発送漏れ                                     | 市民部                  |
|                      |                            | 特定疾病療養受療証の交付漏れ                                 | 市民部                  |
|                      |                            | 転出時に必要な「特定同一世帯所属者証明書」の交付漏れ                     | 市民部                  |
|                      |                            | 東京都への高額療養費調査票の提出漏れ                             | 市民部                  |
|                      |                            | 休日準夜診療実施医療機関について、誤った情報を広報はむら及び市公式サイトに掲載        | 福祉健康部                |
|                      |                            | 小作台図書室が休業日であることを確認しないまま、予約資料準備のお知らせメールを送信      | 生涯学習部                |
| 個人情報<br>等保護<br>(17件) | 個人情報の不適切な取り扱い、誤送付<br>(17件) | 国民健康保険療養費の支給において、口座名義の誤入力                      | 市民部                  |
|                      |                            | 窓口・郵便で別人の書類を誤交付                                | 市民部(7件)<br>福祉健康部(3件) |
|                      |                            | 職場内で個人情報が記入された書類を紛失                            | 市民部(3件)              |

| 分 類 | 対象事務 | 内 容                                                        | 部 名          |
|-----|------|------------------------------------------------------------|--------------|
|     |      | 国民健康保険運営協議会会議録の署名依頼において、関係のない文書（別人の氏名及びメールアドレス記載）を一緒に綴じて送付 | 市民部          |
|     |      | メールの受信者全員のメールアドレスを閲覧できる状態で一斉送信                             | 市民部<br>福祉健康部 |

### （３）不備に関する評価

令和７年度において発生を確認した３８件の不備について、当市が定める「重大な不備」の４つの定義（市民の安全・安心が脅かされた場合、社会的に広く市民が不利益を被る場合、経済的な被害・損害額が大きい場合、著しく市の信用を失墜させる場合）に基づき、事案の内容や当市の対応状況、市民への影響などを総合的に評価・判断いたしました。

内部統制制度を導入している他自治体の公表事例等を参照しますと、一般的に「重大な不備」として認定されるケースには、数万人規模に影響が及ぶ誤記載、数年以上にわたって組織的に放置された誤給付や公金損失、あるいは意図的な法令違反や職員の犯罪行為といった、組織の管理体制そのものに深刻な課題が見られる特徴があります。

これに対し、羽村市で発生した「戸籍振り仮名通知書の発送漏れ（４０８件）」や「システム標準化移行に伴う対象者範囲変更を認識せず発生した二重納付（９人・計３１万円）」「休日準夜診療実施医療機関についての広報及び市公式サイトへの誤掲載」等の３８件の事案は、いずれも日常業務における過失が原因の個別的・局所的なものであり、市民の生命・身体の安全やプライバシーに直接的かつ継続的な重大危害を加えるものではありませんでした。

また、意図的な法令違反や、職員の懲戒処分に至るような服務規律違反も確認されていません。

すべての事案において、事実判明後は速やかに該当者への謝罪、書類の回収・返還あるいは損害賠償といった適切な事後対応を完了させており、各部署において即座にマニュアルの再整備や複数人による確認体制の強化等の再発防止策を講じております。

以上の状況から、これらの不備は組織全体のシステムや管理体制そのものの欠陥を示すものではなく、市民生活に重大な影響を与えるものではないと評価いたしました。したがって、発生した不備については、いずれも重大な不備に該当しないものと判断しました。

なお、令和7年度に発生した38件の不備について、市としては重大な不備には該当しないと判断したものの、市民生活に影響を及ぼす事案であると捉えております。同様の事案が発生することのないよう、全庁で共有し、再発防止に取り組んでおります。